平成２４年（フ）第３６１号
福岡市東区舞松原１丁目７番５―203号
債務者　立元　　博
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６５号
福岡県春日市大和町４丁目15番地サンコーポＢ・201号
債務者　博井さとみ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８４号
福岡県朝倉郡筑前町三並514番地
債務者　浦山ツヤコ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県出水市下鯖町2147、住民票上の住所鹿児島県曽於郡大崎町神領1718番地２　グランステラ大崎202
債務者　中塩屋由美子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
鹿児島県出水市西出水町1155番地　プレジール花立Ｂ棟101号
債務者　小原美千代
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
鹿児島県阿久根市大川8304番地１
債務者　中村　平三
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
鹿児島県阿久根市大川8304番地１
債務者　中村　絹子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2946番地３　中央ハイツＣ棟102号
債務者　下畠田博隆
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
仙台市太白区富沢２丁目17番23号　板橋荘201、従前の住所仙台市太白区四郎丸字浜堀55番地の13
債務者　前澤美津留
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
仙台市宮城野区燕沢２丁目１番35号　101
債務者　畠山　　寿
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
仙台市青葉区中江２丁目23番11号　コーポ阿部301
債務者　高橋　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
茨城県常陸太田市和久町1105番地
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
茨城県笠間市上郷1348番地２
債務者　生天目啓志
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
茨城県那珂郡東海村大字村松292番地２
債務者　澤　　京子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７８５号
京都市西京区大枝沓掛町15番地112　レジデンス唱洛西201号
債務者　田村美枝子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
京都府向日市寺戸町山縄手10番地の105
債務者　喫茶ふみたばこ店こと　川﨑　邦子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
京都府向日市寺戸町山縄手10番地の105
債務者　喫茶ふみこと　川﨑　高弘
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
京都市右京区嵯峨朝日町１番地39
債務者　宮本　健太
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係